

秋田県林業公社森林整備関係業務一般競争入札留意事項

(趣旨)

第1条 この留意事項は、秋田県林業公社が実施する森林整備関係業務の一般競争入札（以下「入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めたものである。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令並びにこの留意事項、入札公告及び案内通知において指示された事項、現場説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公社林事業を施行するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(施行条件等)

第3条 入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、施行条件及び契約締結に必要な条件を十分理解した上、入札しなければならない。

(入札の方法)

第4条 入札方法は、原則として持参入札（指定した日時及び場所において、入札書を提出する入札。）とする。ただし、理事長が必要と認めた場合、郵便入札（指定した日時までに、入札書を簡易書留により郵送する入札）とすることができる。

(入札の取止め等)

第5条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は入札執行を取り止めることができる。

(入札の秩序)

第6条 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。

(1) 私語、放言等をし、入札の執行を妨げる者

(2) 不穏な行動をする者

(3) その他入札執行者が退場させる必要があると認める者

(入札書の提出等)

第7条 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出しなければならない。

2 郵便入札の場合は、指定した日時までに、入札書を簡易書留により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては、持参することができるものとする。

3 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることはできない。

(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は入札金額を訂正した入札

(6) 委任状を持参しない代理人の入札

(7) 記名押印を欠く入札

(8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(入札の辞退)

第10条 第7条第1項及び第2項に規定する入札書の提出等をしない者は、入札を辞退したものとみなす。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

2 郵便入札の場合は、公平性や透明性を確保するため、第三者立会いのもとに開札を行う。

(落札者の決定)

第 12 条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

2 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面によりその旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 13 条 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじ引きを辞退することはできない。

2 郵便入札の場合は、立会者のくじ引きにより落札者を決定する。

(再度の入札)

第 14 条 入札執行者は、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として 1 回までとする。

2 郵便入札の場合は、再度の入札は行わない。

3 第 5 条の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(契約書の提出)

第 15 条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第 16 条 落札者は、契約締結後、この留意事項、契約書、契約条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 17 条 入札参加者は、関係法令及び契約担当者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

- 2 この留意事項に定めのない事項については、その都度理事長が定める。

附則

- 1 この留意事項は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 秋田県林業公社森林整備関係業務指名競争入札留意事項は、廃止する。